

役員、評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人華陽会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員の報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事と言う。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 常勤理事で職員を兼務するものに対しては、賃金規程に基づく給与以外に別表1「常勤理事の報酬」で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,800万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

3 この法人の常勤理事の報酬月額は、別表1「常勤理事の報酬」に定める額とする。

4 非常勤理事の報酬月額は、別表2「非常勤理事の報酬」に定める額とする。

5 非常勤監事の報酬月額は、別表3「監事の報酬」に定める額とする。

6 常勤理事に対する賞与は、別表4に定める額とする。

7 常勤理事及び非常勤理事に対する退職慰労金については、円満に勤労し、任期の満了、辞任又は死亡により退職した者(その者が死亡したときは、その遺族)に対し支給することができる。退職慰労金については、別表5に定める額とする。

8 個々の評議員の報酬は、別表6「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員、評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

2 常勤理事の報酬は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、支払日前日に支払うものとする。

3 賞与については、毎月6月及び12月とする。

4 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後6か月以内に支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨を持って本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

この規程は、平成23年1月1日より改正、施行する。

この規程は、平成25年3月1日より改正、施行する。

この規程は、平成29年6月8日より改正、施行する。

この規程は、平成30年1月1日より改正、施行する。

この規程は、令和2年7月1日より改正施行する。

別表1 常勤理事の報酬

理事長 月額 900,000円以内

理事 月額 400,000円以内

常勤理事から申し出があった場合、報酬の減額ができるものとする。

別表2 非常勤理事の報酬

理事長 月額 80,000円

理事 理事会出席の都度一人一律10,000円(源泉所得税は除く)

別表3 監事の報酬

理事会及び監事監査出席の都度一人一律10,000円(源泉所得税は除く)

別表4 常勤理事の賞与

6月 賞与： 報酬月額×2か月以内

12月 賞与： 報酬月額×2か月以内

別表5 理事の退職慰労金

常勤理事長： 最終報酬月額×理事長在任年数×2～3(功績倍率)

常勤理事： 最終報酬月額×理事在任年数

非常勤理事長： 最終報酬月額×理事長在任年数

非常勤理事： 10,000円×理事在任年数

別表6 評議員の報酬

評議員会出席の都度一人一律10,000円(源泉所得税は除く)